

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務部総務課)	1
○危険薬物の指定…………… (医務薬務課)	2
○行政不服審査法による裁決の公示送達…………… (地域福祉課)	2
○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止…………… (中小企業課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	3

告 示

北海道告示第157号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力	
ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	1,950kW
イ 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)	5,522,000kWh
(2) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用A)	
ア 業務用電力 (一般)	
ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	2,911kW
イ 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)	5,554,900kWh
イ 業務用電力 (平日休日別)	
ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	2,298kW
イ 電力量料金 (平日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	4,571,500kWh
ウ 電力量料金 (休日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	1,280,800kWh
ウ 業務用電力 (時間帯別)	

(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)		35kW
(イ) 電力量料金 (昼間) (使用電力量1kWh当たりの単価)		30,900kWh
(ウ) 電力量料金 (夜間) (使用電力量1kWh当たりの単価)		20,700kWh
(3) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用B)		
ア 業務用電力 (一般)		
ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)		439kW
イ 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)		1,640,900kWh
イ 業務用電力 (平日休日別)		
ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)		796kW
イ 電力量料金 (平日) (使用電力量1kWh当たりの単価)		2,332,000kWh
ウ 電力量料金 (休日) (使用電力量1kWh当たりの単価)		1,007,300kWh
2 落札を決定した日		
令和2年1月16日		
3 落札者の氏名及び住所		
(1) 1の(1)		
ア 氏名	株式会社ホープ	
イ 住所	福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号	
(2) 1の(2)		
ア 氏名	北海道電力株式会社	
イ 住所	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
(3) 1の(3)		
ア 氏名	株式会社エネット	
イ 住所	東京都港区芝公園2丁目6番3号	
4 落札金額		
(1) 1の(1)のア	627.71円	
(2) 1の(1)のイ	18.20円	
(3) 1の(2)のアの(ア)	786.27円	
(4) 1の(2)のアの(イ)	18.46円	
(5) 1の(2)のイの(ア)	1,022.14円	
(6) 1の(2)のイの(イ)	16.29円	
(7) 1の(2)のイの(ウ)	15.26円	
(8) 1の(2)のウの(ア)	786.27円	
(9) 1の(2)のウの(イ)	20.94円	
(10) 1の(2)のウの(ウ)	14.72円	
(11) 1の(3)のアの(ア)	598.00円	

- (12) 1の(3)のアの(イ) 18.46円
- (13) 1の(3)のイの(ア) 1,581.00円
- (14) 1の(3)のイの(イ) 16.29円
- (15) 1の(3)のイの(ウ) 15.26円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年12月3日付け北海道告示第794号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第158号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和2年3月4日から施行する。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 メチル＝2－〔1－（4－フルオロブチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類
- 2 N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕－N－フェニルペンタンアミド及びその塩類
- 3 （8R）－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類
- 4 1－（1，3－ベンゾジオキソール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン及びその塩類

北海道告示第159号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定の例により、次のとおり公示送達する。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 札幌市西区山の手3条3丁目2－1 202号

現住所 不明

審査請求人 吉川 剛生

2 公示事項

審査請求人が、平成31年1月26日付けで提起した審査請求について、北海道知事は、令和2年2月6日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は出頭の上、受領されたい。

北海道告示第160号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第38条第1項において準用する同法第37条第2項の規定により、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止した。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

廃止した第一種大規模小売店舗立地法特例区域

1 特例区域の名称

函館市若松町20番地区

2 特例区域の位置及び範囲

函館市若松町20番59（次の図に示す部分）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
鹿追美蔓	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
標茶西	区画整理	北海道釧路総合振興局
豊富東部	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道宗谷総合振興局

北海道告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 宗谷郡猿払村知来別1197・1199（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 磯谷郡蘭越町字立川405の1（次の図に示す部分に限る。）、407の1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月3日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）